

日社福士2010－238  
2010年9月10日

法務省民事局参事官室 御中

「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」  
に関する意見

標記について、下記のとおり意見を提出します。

団体名：社団法人日本社会福祉士会  
代表者：会長 山村 睦  
所在地：東京都新宿区四谷1－13  
カタオカビル2F

記

<意見1> 「第2 未成年後見制度の見直し」について

法人を未成年後見人に選任することができるようにすることについて、中間試案補足説明では、「例えば、社会福祉法人が運営する児童福祉施設から自立した未成年者に親権を行う者がいないような場合には、当該法人を未成年後見人に選任するといったことが考えられる」としているが、その場合にあっても本人の意向確認や他の未成年後見人選任の選択肢を示す等の適切な手続きが必要である。

また、施設入所中や里親等委託中の児童については、施設内虐待が現に発生しており、当該法人が未成年後見人になることは、その子どもの利益に相反するため適切でない。同様に、養子縁組の許諾を当該法人が行えることについても慎重な対応が必要である。

さらに里親委託の場合も同様であり、法人を未成年後見人に選任する場合には第三者を選任する途を検討することが好ましい。

## <意見2> 「第3 その他、1 子の利益の観点の明確化」について

要綱試案では「民法の親権に関する規定において、子の利益の観点を明確にする方策については、なお検討するものとする。」とあるが、中間試案補足説明別添②の事案B及び事案Cに該当するような、例えば、「乳児院等に預けて何年も面会しない、またはできないケース」等は子どもを合法的にネグレクトし、その成長を阻害しており、さらには里親委託、養子縁組の途をも狭めており、著しい不行跡がなくても社会的養護を要する乳幼児については親権喪失宣告（一時停止も含む）申し立てができるようにすべきである。

明らかに本人の意思表示が確認できない乳幼児について、「概ね2年間、子どもを養育できないことが明確な場合、国はその親権を喪失させるかまたは停止させて第三者による後見に委ねる。」ことで長期的に安定した生育環境を整え、子どもの健全育成を図ることが必要である。

保護者との愛着関係が確立する非常に重要な時期に、親権者が全く養育せず、また養育者が頻回に変わることは子どもにとっては最大の不利益であり、「人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである。」という子どもの権利条約の理念から乖離しているというべきであり、前記の見直しが必要である。

以上

連絡先：社団法人日本社会福祉士会事務局（担当 小幡） 160-0004 東京都新宿区四谷1-1-3カタオカビル2F TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543 Email: <a href="mailto:obata@jacsw.or.jp">obata@jacsw.or.jp</a>
--